

多可町学校跡地活用基本方針

基本方針策定の目的

今後の学校跡地利用については、多可町公共施設等総合管理計画に基づき、地域住民のボランティア活動や子育て支援、雇用促進等での利用が活発になることを目指し施設の利用を図ることを検討します。

学校施設は、多くの卒業生にとって思い出の学び舎であり、地域にとってもコミュニティ活動の場としての機能も有しているため、閉校後の活用方法には町民から強い関心があります。閉校後の跡地については、地域住民の意向や民間の進出意欲を十分に把握した上で幅広く検証し、庁内外で知恵を絞り、地域の活性化に向けた新たな拠点となるよう有効活用を図っていくため、跡地活用の基本的な考え方や検討の進め方などを本方針において定めることとします。

学校施設の現況

学校施設の基本状況

築 60 以上経過している学校もあるが、跡地活用については、災害時における地域住民の避難場所及び防災活動の拠点になることも考慮し検討します。

学校名	構造	延床面積	運動場	建築年	避難所指定
中町中学校	鉄筋コンクリート造	6515.0 m ²	19,378 m ²	普通校舎(北側) 昭和 40 年	指定あり
加美中学校	鉄筋コンクリート造	7678.0 m ²	14,210 m ²	本校舎(南側) 平成 15 年	指定あり
八千代中学校	鉄筋コンクリート造	5897.0 m ²	13,869 m ²	南校舎 昭和 46 年	指定あり

(公立学校施設等の総括表・公立学校等建物の棟別面積表参照)

重要施策との整合性

多可町総合計画（2022▶2026）

総合計画は、将来のまちづくりの目標像として、その実現のために求められる自助・共助・公助の取組方針を示すもので、本町のまちづくりの方針です。

計画では、子どもたちの社会性を養うため、集団生活にふさわしい学校園の規模について検討を進め、学校統廃合や施設の状況を十分に把握し、環境改善、機能強化等にかかる改修・改築工事を実施することで学校建物（施設）の耐久性の向上、長寿命化を図るとしています。

多可町都市計画マスタープラン（令和4年3月）

都市計画法に基づき、町が住民の意見を反映して具体的なまちづくりの方針として策定しているものです。

プランでは、教育施設等は少子化等により、今後、統廃合を進める場合には、廃止する施設については教育・文化機能のみならず、時代変化や地域ニーズ等を考慮した有効活用について検討するとしています。

多可町公共施設等総合管理計画（平成28年3月策定 令和4年9月一部改訂）

公共施設等の維持・運営に関する諸課題に対応するため、適切な公共サービスの提供と財政負担の軽減・平準化を実現するための方針等を策定するものです。

計画では、公共建築物のうち、延床面積で30%以上を占める学校教育系施設は、今後の修繕・更新等に係る費用を大幅に低減できる可能性があり、重点的な検討・対応が求められます。廃止した公共施設については、他用途への転用や民間への売却などの計画を策定し、早期の有効活用を図っていきます。なお、売却等が見込めない場合は、老朽化による破損等によって周辺の環境・治安に影響を与えないよう、取り壊しを行うとしています。

多可町公共施設等再配置計画（第Ⅰ期）（2018年度～2025年度）

多可町公共施設等総合管理計画で目標とした「総延床面積を30年間で4割削減」を実現させるために策定した計画です。

計画では、中学校については、地域の学校教育のあり方を考える会を立ち上げて検討するとし、有効活用は『多可町遊休公共施設活用事業選定委員会』で進めていくが、その前段階から、地域の皆さんと協力・連携を深めていく仕組みを構築するとしています。

第2次多可町学校規模適正化計画（令和4年9月策定）

町内の小中学校の適正規模と適正配置について協議し策定したものです。

計画では、跡地活用については、適切な時期に協議を開始するとともに、民間の力を活用するなど、地域と丁寧な協議をするとしています。

学校跡地活用の基本的な考え方

学校施設は生徒たちの学び舎として利用され、地域コミュニティの核となる施設です。

また、災害発生時には住民の安全安心確保の場にもなります。学校としての機能を終えた後も、地域資源である財産を有効に活用していくためには、多可町の重要施策や財政状況、地域のニーズなど、様々な事情を考慮し検討する必要があります。

学校跡地については、多可町公共施設再配置計画に基づき有効活用を図り次のとおり進めます。

1. 行政需要の可能性

学校跡地は多可町の貴重な財産であることから、町が管理する場合は、施設の耐用年数、改修にかかる費用、長期的な展望及び、財政状況を十分に考慮し検討します。

2. 地域需要の可能性

地域団体や集落等が地域コミュニティの場として活用する要望があった場合は、事業計画・資金計画・持続性・安全性等を十分考慮し検討します。

3. 民間事業者等需要の可能性

民間事業者等から跡地活用について要望があった場合は、町の行政課題や施策の実現に寄与し、地域住民の合意形成が得られること前提条件とします。

その上で事業者の健全性・事業計画・資金計画・持続性・安全性・地域貢献の要素が期待できるか等を十分考慮し売却・貸付方法を検討します。

4. 施設の処分

施設の建築年数が耐用年数以上経過している場合もしくは、施設の老朽化が著しく利活用に適さない場合は、状況を見て処分（解体・撤去）を検討します。

有効活用検討にかかる注意点

1 防災拠点

学校施設は、地域防災計画で災害発生時に緊急避難し身を守る「指定緊急避難場所」と、被災者が一定期間滞在する「指定避難所」として指定しています。

このことから、学校跡地の利活用を検討時には、地域の防災拠点としての機能が損なわれないよう努めます。

2 社会教育活動・地域コミュニティへの配慮

運動場・体育館・格技場・多目的ホール等を活用しスポーツ振興、社会教育活動を実施している団体に配慮し活動が継続できるよう検討します。

3 法の規制

用途に応じ、建築基準法、消防法、その他関係法令に適合するよう留意します。

4 財産処分する場合

国庫補助金や地方債を財源として整備している場合、施設の廃止転用による補助金の返還、償還金の繰り上げ等について調査対応します。

学校跡地活用検討の進め方

